

## 丹波篠山市手話施策推進委員会委員の市民公募要項

### 1. 丹波篠山市手話施策推進委員会委員の公募

手話が言語であることを理解しすべての人が、あらゆる場面で手話を自由に使い、社会参加できる丹波篠山市をめざして、「丹波篠山市みんなの手話言語条例」を制定し、平成27年4月から施行しています。

条例施行に伴い、手話施策を推進するための方針及び実施方法について審議いただく委員を次のとおり募集します。

#### (1) 募集人数

2人

#### (2) 応募資格

市内において在住、在勤、在学、活動又は事業をしている方で、満18歳以上（令和2年4月1日現在）の方。

※ただし、市議会議員、常勤の公務員及び他の附属機関等の公募委員を除きます。

#### (3) 応募方法

次の書類を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。（各支所への提出可）

① 応募申込書（様式第1号）

② 小論文 テーマ「あなたが考える手話の普及について」

A4サイズの用紙（任意様式）に800字程度

※受理した書類は、返却いたしません。

#### (4) 申込み期間

令和2年7月21日（火）～令和2年8月14日（金）17時まで

#### (5) 選考方法

提出された書類に基づき、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第6条の規定により選考を行います。

（選考の方法）

第6条 公募委員の選考は、規則で定める選考委員会を設置して、応募書類による選考又は面接若しくはこれらの方法を併せ用いる方法によって行うものとする。※丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例抜粋

#### (6) 報酬

日額 4,000円

(7) 任期

令和2年10月1日から2年

(8) 委員会の開催予定

年間2～3回（予定）

※会議は、原則公開を予定。また、委員の氏名等を公表することがあります。

(9) 注意事項

- ① 提出した書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- ② 委員は、市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用することを禁じます。また、協議において知り得た秘密は漏らしてはなりません。

(10) 問合せ及び提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市保健福祉部社会福祉課社会福祉係（第2庁舎1階）

電話 079-552-7102（ダイヤルイン） ファクシミリ 079-554-2332

電子メール shakaifuku\_div@city.sasayama.hyogo.jp